

役員等の報酬等に関する規程

平成29年4月1日

社協規程 第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、次の通り報酬を支給する。

- (1) 会長については、報酬として月額13,000円を支給する。
- (2) 会長を除く役員等が、その職務のため、理事会等に出席及び出張したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席及び出張したときは、別に定める「社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会職員の旅費に関する規程」に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。